

(4) 形式基準による修繕費の判定の取扱い(所基通 37-13)

一の修理、改良等のために要した金額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額があり、その金額が次のイ及びロのいずれかに該当する場合において、その修理、改良等のために要した金額を修繕費の額としてその業務に係る所得の金額を計算し、それに基づいて確定申告を行っている場合は、その取扱いを認めます。

イ その金額が 60 万円に満たない場合

ロ その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前年 12 月 31 日における取得価額のおおむね 10%相当額以下である場合

(注) 1 前年以前の各年において、所得税法施行令第 127 条第 4 項(前記(1)②の特例)の適用を受けた場合のロの判定における固定資産の前年 12 月 31 日における取得価額とは、翌年 1 月 1 日において取得されたものとされた一の減価償却資産の取得価額をいうのではなく、その資本的支出を行った減価償却資産の取得価額とその資本的支出の金額の合計額をいいます。

2 固定資産には、その固定資産についてした資本的支出が含まれるのであるから、その資本的支出が所得税法施行令第 127 条第 5 項(前記(1)③の特例)の適用を受けた場合であっても、その特例を受けた資本的支出の金額は、その固定資産の前年 12 月 31 日における取得価額に含まれます。

【設 例】

減価償却資産本体の取得価額：10,000,000 円

本年の修理・改良等に要した金額：2,000,000 円

(1) 所得税法施行令第 127 条第 4 項(前記(1)②の特例)を選択した場合の新たに取得したものとされた減価償却資産の取得価額：7,017,250 円

前々年の資本的支出：1,500,000 円

(2) 所得税法施行令第 127 条第 5 項(前記(1)③の特例)を選択した場合の新たに取得したものとされた減価償却資産の取得価額：2,048,250 円

前々年の資本的支出 A 1,500,000 円

前々年の資本的支出 B 1,000,000 円

(1)の場合

① 2,000,000 円 $\geq$ 60 万円

② 2,000,000 円 $\geq$ 前年末のその固定資産の取得価額 11,500,000 円 (10,000,000 円 + 1,500,000 円) $\times$ 10%

※ 7,017,250 円を基に判定しないことに注意します。

したがって、2,000,000 円は資本的支出となります。

(2)の場合

① 2,000,000 円 $\geq$ 60 万円

② 2,000,000 円 $\geq$ 前年末のその固定資産の取得価額 12,500,000 円 (10,000,000 円 + 1,500,000 円 + 1,000,000 円) $\times$ 10%

※ たとえ所得税法施行令第 127 条第 5 項により一の減価償却資産として減価償却を行っている資本的支出についても、形式的判定の時には、その資本的支出の金額を本体の取得価額に含めて判定することに注意します。

したがって、2,000,000 円は資本的支出となります。